

グリーン調達基準

(Ver. 5.01)

改訂：2025年10月7日

制定：2003年6月1日

株式会社 ニッセイ

目 次

1. グリーン調達の目的	2
2. 弊社の取り組み	2
(1) 基本理念	
(2) 行動指針	
3. 調達適否の判定基準	2
(1) 環境保全への取り組みの仕組み	
(2) 納入品に対する環境保全の配慮	
(3) 情報の提供	
(4) 適用範囲	
(5) 用語の定義	
4. 取引先様へのお願い	4
(1) 環境保全への取り組みの仕組みに関する調査	
(2) グリーン調達基準の順守	
(3) 「製品含有化学物質に関する保証書」の提出	
(4) 納入品に含有される環境負荷物質の調査	
(5) 製品含有化学物質の管理	
(6) 蛍光X線測定およびフタレート測定結果への対応	
(7) 不適合品発生時の対応	
(8) 赤リンの含有禁止への対応	

グリーン調達基準

1. グリーン調達の目的

環境汚染の未然防止を図るため、環境に配慮した調達活動を推進することにより、弊社の事業活動に伴う環境負荷の低減に資すると共に、循環型社会の形成に貢献することを目的とします。

＊事業活動とは、製品の研究・開発、生産、販売すべてにおける活動を指します。

2. 弊社の取り組み

(1) 基本理念

弊社は環境との調和が、人類共通の重要課題であることを認識し、企業活動のあらゆる面で地球環境への負荷を低減させる活動に積極的かつ継続的に取り組んでいきます。

(2) 行動指針

- 1) 企業活動を通じ、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減、環境負荷物質の削減、温室効果ガスの削減を推進し、環境汚染の予防と地球温暖化防止に努める。
- 2) 環境に配慮した製品を設計開発し、その販売に努める。
- 3) 継続的な環境改善を実施し、汚染の未然防止を図る。
- 4) 弊社に適用可能な法規制、協定、顧客要求、その他要求事項を順守する。
- 5) 地域社会への貢献、生物多様性への配慮のため活動する。

3. 調達適否の判定基準

弊社は、品質、価格、納期などの調達基準に加えて、次の(1)、(2)および(3)の環境に関連する項目を加味して調達の適否を判定する基準とさせていただきます。

(1) 環境保全への取り組みの仕組み

取引先様の環境保全への取り組みの仕組みが、次の 1) から 3) のいずれかを満たしていること。

- 1) ISO14001 の認証取得による環境マネジメントシステムを構築していること。
- 2) 環境省「環境活動評価プログラム(エコアクション 21)」に参加していること。
- 3) 上記 1) 2) 以外の場合は以下の項目を含む環境管理事項を満足していること。
 - ① 環境保全に関する「環境方針」、「目標および目標達成のための実行計画」がある。
 - ② 環境保全に対する管理責任者・組織等が配置されている。
 - ③ 環境保全に関する緊急事態への対応方法が明確化されている。
 - ④ 環境保全に関する法規制を順守している。
 - ⑤ 削減目標を持った適切な環境管理活動を行っている。

(2) 納入品に対する環境保全の配慮

- 1) 環境負荷物質による環境影響への配慮

本基準で定める対応が取られていること

グリーン調達基準

2) 環境に配慮した設計

- ① 環境汚染物質等の削減に有効なこと
- ② 省資源・省エネルギーに有効なこと
- ③ 持続可能な資源を使用していること
- ④ 詰め替え、交換などにより製品の長期使用が可能になっていること
- ⑤ リサイクルしやすい設計が考慮されていること
- ⑥ 再生素材等を使用していること
- ⑦ 廃棄時の処理処分が容易なこと

(3) 情報の提供

環境保全への取り組み、および納入品に対する環境情報を積極的に提供すること。

(4) 適用範囲

弊社において取り扱う以下の物品に適用します。(注 1)

- ・弊社で設計・製造し、販売する製品に使用する部品、材料、副資材
- ・第三者から設計・製造の委託を受けた製品に使用する部品、材料、副資材
- ・弊社が第三者に設計・製造を委託し、ニッセイの商標を付して販売する製品
- ・他社の製品を購入し、弊社の製品に組み込んで販売する製品
- ・他社の製品を購入し、そのまま弊社が販売する製品
- ・販売促進用の物品

(注 1) 取引先様と弊社において合意した場合に限り、適用内容を変更することがあります。

(5) 用語の定義

① 物品

弊社が購入する部品、材料、副資材、製品および包装材などの総称。

② 化学品

化学物質および／または混合物。

③ 成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。

④ 含有

物質が意図的であるか否かに関わらず、物品に添加、充填、混入または付着すること。

⑤ 含有濃度

部品・材料などを構成する均質材料中の化学物質の含有割合。

⑥ 含有基準値

部品・材料などを構成する均質材料中の最大許容濃度。

⑦ 均質材料

機械的にそれ以上複数の質の異なる材料に分離することができない材料。

例えば、1 層の塗装が行われた鉄の部品の場合、鉄と塗膜がそれぞれ均質材料となる。

グリーン調達基準

⑧ 不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で除去しきれない物質、または合成過程で生じ技術的に除去しきれない物質、または製造・生産過程で外部から混入した目的外の物質。

⑨ 意図的使用

ある性能・特性・機能を付与するために、または工程中に工程条件などを維持するために、部品・材料などに、意識して添加もしくは添加された材料を使用すること。

⑩ CAS RN®

CAS RN®はCAS Registry Numberの略語。

本基準書中のCAS Registry Numberは、CASによって確認されたものではなく、正確ではない可能性がある。

CAS Registry Numbers have not been verified by CAS and may be inaccurate.

4. 取引先様へのお願い

取引先様に対して、弊社からの要請がある場合、ご協力をお願いします。

(1) 環境保全への取り組みの仕組みに関する調査

取引先様における環境保全活動への取り組み状況につきまして、調査を実施させていただきます。自己評価結果に基づき、改善要望又は立ち入り調査をさせていただく場合があります。

(2) グリーン調達基準の順守

弊社グリーン調達基準（附属書『対象化学物質リスト』を含める。以下同じ。）の順守をお願いします。その順守のため、弊社グリーン調達基準の内容をご理解いただき、製品含有化学物質を管理する体制の構築・維持をお願いします。

なお、弊社と新たに取引を開始する取引先様は、事前に製品含有化学物質管理体制を確認させていただきます。

弊社が管理の対象とする化学物質につきましては、『C0001-A1 グリーン調達基準附属書対象化学物質リスト』を参照願います。

(3) 「製品含有化学物質に関する保証書」の提出

弊社グリーン調達基準の改訂時に取引のある取引先様は、弊社グリーン調達基準の改訂後、「製品含有化学物質に関する保証書」の再提出をお願いします。

なお、弊社と新たに取引を開始する取引先様は、事前に「製品含有化学物質に関する保証書」のご提出をお願いします。

*用紙は弊社調達担当部門より送付させていただきます。

グリーン調達基準

(4) 納入品に含有される環境負荷物質の調査

弊社への納入品に関して、下記を基本とした調査を実施させていただきます。

- 1) 「EU RoHS 指令適合保証書」の提出
- 2) chemSHERPA-AI/CI(ケムシェルパ)の提出

* EU RoHS 指令適合保証書とは

新規採用時や、納入部品の材料変更が生じた場合などに、取引先様より EU RoHS 指令適合確認をするために、必要に応じて取引先様に要請する書式のこと。

用紙は弊社調達担当部門より送付させていただきます。

* chemSHERPA とは

各種環境情報伝達ツールの統一を目的とした、経済産業省主導で発行される環境情報伝達ツールのこと。

chemSHERPA ホームページ：<https://chemsherpa.net/>

成型品については「chemSHERPA-AI」を、化学品については「chemSHERPA-CI」の各様式を使用してください。各様式は chemSHERPA ホームページよりダウンロードしていただき、専用ファイルにてご提出ください。用語の定義、記入方法等 chemSHERPA ホームページをご参照ください。

(5) 製品含有化学物質の管理

弊社グリーン調達基準附属書対象化学物質リストで定める含有禁止化学物質（レベルA）は、含有基準値を超えないように管理をお願いします。

含有禁止化学物質（レベルA）および含有管理化学物質（レベルB）は、chemSHERPA の利用ルールで定められた成分情報の伝達基準にしたがって、調査をお願いします。

調査は、サプライチェーンを通じた情報伝達を基本とします。

弊社グリーン調達基準へ適合するために、最新版の弊社グリーン調達基準を、必要に応じて上流の仕入先に対し展開をお願いします。

(6) 蛍光X線測定およびフタレート測定結果への対応

弊社は、定期的に物品に対して蛍光X線測定およびフタレート測定を実施しています。測定値が含有基準値を超えた場合、および測定値が含有情報と有意に異なる場合など弊社が確認を必要と判断した場合、弊社より取引先様へ連絡いたします。

含有基準値を超えている場合には、速やかに原因調査を行い、含有基準値以下の物品の納入をお願いします。

グリーン調達基準

(7) 不適合品発生時の対応

含有禁止化学物質について、含有基準値を超える含有の恐れがある場合は、直ちに弊社へ連絡をお願いします。あわせて、速やかに含有の程度を確認し、確認結果の連絡をお願いします。

さらに、含有基準値を超える含有が確認された場合には、速やかに原因および影響範囲を特定し、報告をお願いします。

また、水平展開を含めた再発防止策の実施をお願いします。

加えて、適合品の速やかな納入をお願いします。

(8) 赤リンの含有禁止への対応

以下に該当する部品への赤リンの含有を禁止します。

【対象】

電気/電子部品に使用する樹脂材料

【含有基準値】

含有禁止

【適応除外】

導体に接触しない樹脂材料

※ 対象部品のある取引先様は、弊社[調達](#)担当部門へご連絡をお願いします。